

滋賀県リサイクル製品認定制度 (ビワクルエコシップ) 申請について

認定対象製品の申請

リサイクル製品の申請は随時受付しています。

申請受付

滋賀県リサイクル製品認定申請書に対象品の写真、説明書などの必要な書類を添付して滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課へ提出してください。申請書用紙は循環社会推進課に直接取りに来ていただくか、県HPからダウンロードできますのでご利用ください。
県HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13431.html>)

認定審査

申請内容について、認定対象製品の要件に適合するかどうか調査を行い、認定審査委員（学識経験者）に意見を聴いて審査の上、認定します。

認定

認定をしたときは、認定証を交付します。認定の有効期間は、約3年間です。

申請に必要な書類

- 滋賀県リサイクル製品認定申請書（様式第1号）
- 製品の写真、製品の説明書、製品の製造加工フロー図
- 滋賀県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類 など

なお、詳細については、循環社会推進課へお尋ねいただくか、上記HPに掲載しておりますのでご覧ください。

品質基準

認定対象製品の要件である品質基準は、次のとおりです。

安全性の配慮

- 特別管理廃棄物を原材料としていないこと。
- 環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準に適合していること。
- 土壤と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については、土壤汚染対策法第6条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。
- 原料として溶融スラグを使用する製品については、当該溶融スラグは日本産業規格 JIS A5031および JIS A5032中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。

品質の確保

次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれに準じたもの。

- 日本産業規格（JIS）に性能規格のあるものについて、その規格に適合
- 滋賀県各部局の工事共通仕様書に適合
- エコマーク商品認定基準に適合
- その他、準拠する基準に適合（自社基準等）

その他の基準

- 品目ごとに別に定める率の循環資源を使用していること。

※滋賀県リサイクル製品認定制度は、リサイクル製品のうち、循環資源の適正な循環的利用の促進および環境への負荷の低減に資するものを滋賀県リサイクル認定製品として認定するものです。各製品が品質基準等に適合した製品であることを県が審査、確認し「滋賀県リサイクル認定製品」として公表した上で、対外的に推奨し、自らも率先利用に努めるものですが、県が製造事業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。